

平成30年度第1回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成30年(2018年)4月11日(水)

10時00分～

場 所 滋賀県 大津合同庁舎7-D会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称)ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉

野浦店 (法第6条第2項 変更)

コメリパワー米原店 (法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

[10時00分 開会]

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：ここまでの説明で、何か御質問等ございますか。

○委員：1件目の(仮称)ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店のお話で、隣に病院があるということでしたが、病院側からの御意見等は入ってないのですか。

○事務局：はい、ございません。

○会長：他にいかがですか。

それでは、建物設置者の方に御説明いただくことにしたいと思います。

(仮称)ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店 (法第6条第2項 変更)

○会長：それでは、(仮称)ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をお願いします。

○設置者：それでは、説明させていただきます。

今回の変更事項について、添付しております「図面3-1、建物配置図および1階平面図変更前」と、その次の「図面3-2、建物配置図および1階平面図変更後」を、あわせて御覧いただければと思います。

今回の計画の概要ですが、もともと家具店とホームセンターのナフコが営業を行っておりましたが、ナフコがホームセンター部分から撤退し、その部分に家電量販店のヤマダ電機が出店いたします。この出店に伴いまして、駐輪場の位置が一部変更となっております。台数については変更なしで90台のままでございますが、図面3-1の駐輪場②番、30台の位置を変更しております。当初駐車場車路の中に設置されていた駐輪場ですが、図面3-2、変更後を御覧いただければと思いますが、お客様の車両の動線と

自転車利用者の動線とを確保した形で、店舗前面に位置変更するという形で手続をしております。

また、テナントの入れ替えに伴って営業時間の変更もございます。変更前につきましては、株式会社ナフコが、家具店とホームセンターともに、午前7時から午後9時までの営業を行っておりました。変更後につきましては、開店時間は引き続き午前7時ですが、ヤマダ電機の閉店時間につきましては午後9時30分まで、30分延長するという手続を行っております。営業時間の変更に伴って、お客様に開放する駐車場の利用可能時間も、変更を行っております。終了の時間が午後9時30分であったものを、午後10時までとして、30分延長しております。

また、業態変更に伴いまして、荷さばき、搬入の計画の時間帯についても変更を行っております。荷さばき施設①番、こちらはヤマダ電機が利用する荷さばき施設でございますが、変更前は午前7時から午後6時でしたのを、午前6時から午後10時までとしております。

その他、周辺の配慮事項に関して、騒音の設備関係につきましても、予測を行っております。ただし、夜間につきましてはキュービクルのみの稼働となっております。キュービクルにつきましては特段変更がないという観点から、昼間の等価騒音レベルについてのみ予測を行いました。騒音源および予測地点配置図を御覧いただければと思います。周辺の住居位置また病院が立地していることを踏まえ、A地点からC地点の3地点にて予測を行いました。結果としましては、すべての地点で基準値を下回る結果となっております。

また、今回は営業時間等の変更のため、駐輪場につきましては「軽微な変更」の適用を申請させていただきまして、既にオープンした状態でございます。特段、オープン後につきまして交通や騒音等に関する御意見、苦情といったものは発生していないというところは確認できております。

変更計画につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

○会長：はい、どうもありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様へ御質問等をいただければと思います。

(仮称)ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

- 委員：図面3-1と3-2によりますと、駐車場の数も140台から175台に変わっているのですが、どういうことですか。
- 設置者：1階の平面駐車場ですね、図面3-1を御覧いただければと思います。こちらは前回ホームセンターが出店していた場所で、前面に外売場を設けておりましたので、一部、駐車場には使えないスペースがございました。しかし今回、ヤマダ電機の出店に伴って外売場はなくなりましたので、駐車場にしております。
- 委員：全体としても、その分が増えたということですね。
- 設置者：そうです。全体として増えているのですが、届出台数につきましては従前のままで、余剰分につきましては、従業員用として届出をさせていただいております。総台数としましては456台が届出の台数で、残りの35台は従業員用として書面上は手続させていただいております。
- 委員：では、この部分に関係ないのですか。
- 会長：必要最小限これだけありますということが届けられていると、そういう理解でよろしいですか。
- 設置者：そうですね。
- 会長：実際には、もう少し多めに存在していて、それを従業員さん用に使っているということでしょうか。
- 設置者：そうです。
- 委員：分かりました。
- 会長：手続上は最低限これだけ要するという届出、そういうことですね。
- 設置者：はい。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
- 委員：等価騒音レベルの予測で、B地点では最高が10.2mになっていますけれども、これは病院の一番高い所までカバーしている高さでしょうか。
- 設置者：B地点の予測地点の高さですけれども、1.2m高さ、4.2m高さ、7.2m高さ、10.2m高さの4か所、病院の4階部分までになります。その中で一番大きな数値を予測しているのですけれども、そちらも基準以下になっているというところで、特段、問題はないと考えさせていただいております。
- 委員：病院は4階建てですか。

○設置者：病院は4階建てです。

○委員：分かりました。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：先ほど、交通に関して特に問題がないというお話でしたが、前面道路の湖岸道路との交差点のT字路の所、ここで過去、来店客が事故に引き込まれたとか、あるいは事故を起こしたといった、安全上の懸念事項はないのかということを確認させてください。

もう1点、場内の話なので大店法の範疇から外れるかもしれませんが、駐車場は車止めとかは特に設置されていないところなので、例えば駐車車両が自転車用の経路を横断するようなこともあり得ると思われれます。そのあたりの安全上の対策とか、何か考えられているかどうかお伺いできればと思います。

以上2点です。

○設置者：ありがとうございます。

1点目におっしゃったのが、入口①番の左側のところですね。南北に通っている県道と敷地の南側の道路との交差部分の安全性についてですが、特に今の段階で何か事故が起きているといったことは確認できていないので、問題はないと思っております。

店舗新設から今回のヤマダ電機さんの出店以降も、特段この南側の道路での混雑はないのですが、やはり南北の県道に関しては、店舗起因ではない部分で恒常的に渋滞が発生しておりますので、南側の道路からの右左折のしにくさというものはあるのかもしれない。もっとも渋滞をして全然出庫ができないとか、入庫ができないというような事態には今のところなっていないので、今後も状況を見て、必要な対応を所轄警察署さん等と打ち合わせしながら、進められればと考えております。

もう1点、駐輪場までの動線の安全性確保ですね。こちらに関しては、点字ブロックや路面の横断歩道ライン等により、ここは自転車や歩行者が歩く道だと明示をさせていただいて、ドライバーの方々のモラルに訴えかけるような形になっております。

物理的に車止めを設けて、止めてしまうという手段もあるのですが、車止めに関しては全国的に、夜間に御高齢の方がつまずくとか、そういう問題点もございます。起きてからでは遅いという部分もあるのですが、歩行者・自転車と車両との交錯や接触というものも発生していないことから、開けている駐車場でありますので、今のところ特段問題はないと考えさせていただいております。

今後の起案材料として、貴重な御意見として承りたいと思いますので、ありがとうございます。

○会長：よろしいですか。

今のお話に出た湖岸道路の交差点というのは、この前後にも多数同じようなものがありますけど、事故の多い箇所が幾つもあります。店舗の出入口とはちょっと違いますが、お客さんが来られると思いますので、こちらにも気を配っていただけるといいかなと思います。

○設置者：はい。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：従業員用の駐車場は、特に設置しておりませんということですが、これは届出台数が400台以上あり、余裕があるということでしたのか、あるいは他に何か事情があってされたのでしょうか。

○設置者：届出台数としては、35台分は従業員用ですけども、何か明示をして専用というものではなく、基本はお客様に開放する形になっております。従業員用はこの余剰分の中でとどめて、この届出のお客様用の台数を食わないようにというのは配慮させていただいているところです。

○委員：特に明示しなくても大丈夫だということですか。

○設置者：そこは大丈夫です。従業員用としては、あまり利用されない屋上の駐車場や、平常時であれば1階部分も店舗入り口等空いているところを想定しています。お客様の心理的に使われやすい場所に関しては当然、停めないようにという形で運用させていただいております。

○委員：はい。

○会長：他に、いかがでしょうか。

私から1点。先ほどの駐車場の話ですけど、今回、店舗が変られるということだけなので、駐車場台数自体は変わらないのですね。ただ、実際にはお店が変わるので、お客さんの数とか動きが変わると思います。既に出店されているヤマダ電機さんとかの状況から見て、今までの駐車場台数で特段問題はないのか等、どんな感じなのか教えていただければと思います。

○設置者：以前のホームセンターと比較しますと、電機屋でもお客様の数はあまり変わっていないのかなという感じはしています。日々お客様が買物に来るスーパーマーケットさんとは違いますので、お客様の数は非常に少ないと感じています。

ですので、今回の届出台数は足りすぎるぐらい、足りているという状況です。

○会長：他に、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、(仮称)ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店についての御質問は、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：それでは続きまして、コメリパワー米原店の方をお願いします。

コメリパワー米原店 (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、コメリパワー米原店の届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで説明をお願いします。

○設置者：それでは、お手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。資料12ページになりますけれども、建物設置者は株式会社コメリとなります。

今回、店舗の計画の場所ですけれども、お手元の資料20ページをあわせて御覧いただければと思います。所在地は米原市飯字味噌内1022番1ということで、JRの坂田駅のすぐ南側になっております。用途地域は指定されてございません。小売業者は建物設置者と同じように、株式会社コメリとなっております。新設予定日は平成30年6月20日ということで届出をしております。

それから、お手元の資料22ページに建物配置図がございますけれども、今回、売場面積が8,906㎡として計画をしております。営業時間は7時から21時です。コメリは、ホームセンターということで、駐車台数につきましては、既存店舗実績値を用いて算定させていただいております。本来、指針から計算しますと642台が必要ですが、既存店舗の実績から計算しますと157台となっております。ただ、指針の台数ではないものですから、事業者側の配慮としまして50台ほど余裕をもった計画ということで、204台を確保するものとしております。

それから、配置図でいきますと上側、建物の西側に従業員駐車場を46台分確保してございます。これに関しては、従業員の必要とする数よりも若干余裕をもった計画になります。米原市は降雪地域でして、雪が降ったときには駐車場の一部に堆雪をさせていただきたいと考えております。今回、来客用駐車場は50台分ほど余裕をもって計画していますし、従業員駐車場につきましても若干余裕をもっていますので、駐車場の一部に堆雪した場合においても、駐車場が不足することはないと考えております。

ただ、今年も非常に雪の多い年だったのですけれども、想定を上回るような積雪がある場合には、適時ダンプ等で敷地外に排出するというので、お店の営業には支障がないように計画をしていきたいと考えております。

それから敷地内ですが、駐車場から風除室に向かって、歩行者の安全のため横断歩道を確保していくということで計画しております。

それから、今回の店舗は4方向とも市道に囲まれてございます。22ページの建物配置図の上方向の南側ですが、こちらに接している市道につきましては、歩行者・自転車専用道路ということで、一般の車は通れなくなっております。この歩行者・自転車専用道路に隣接しまして、県道世継宇賀野線という高架道路が走っているという形になっております。このため、出入口につきましては、計画地の北側と東側、西側の3方向に設けておりまして、メインとなる出入口につきましては、北側の市道坂田駅停車場線に面した2か所となっております。計画地西側の出入口、荷さばき施設がある所ですけれども、こちらにつきましては、南側の集落の方が、先ほど申しました県道世継宇賀野線の高架下を通ってくる際に主に利用するというので、一般的なお客様は利用しない出入口と考えております。

それから、計画地の東側に市道飯保育所線がありますが、こちら側の出入口もメインではなくて、あくまでもメインは北側の2か所ということで計画をしております。その経路を周知するため駐車場の入口に案内看板を立てるとともに、敷地東側の外部、21ページの交差点②の角に、お店の案内をする独立看板を立てさせてもらう予定でございます。

それから、販促チラシ等でも北側からの出入りを基本とした来退店経路を周知していきたいと考えておりますし、開店日や繁忙時につきましては、誘導員等も配置いたしま

して、経路の周知や歩行者・自転車の安全、円滑な入出庫というものに努めていきたいと考えております。

交通解析につきましては、今ほど申し上げましたように北側からの出入を基本とし、敷地の東側2か所の交差点①と②で実施させていただいております。その結果につきましては、お手元の資料13ページ、14ページに記載をしております。交差点①、②とも交差点需要率は0.9を下回っておりますし、車線ごとの交通容量比につきましても1.0を下回っているということで、今回の出店に際しまして、交通渋滞を招くものではないと考えております。

それから、騒音予測につきましては、店舗の4方向で行っております。この配付資料には騒音発生源位置図がついていないのですが、まず北側は出入口①と出入口②の周りに2か所、南側は建物から市道を挟んだ向かい側の農地で1か所、それから西側は出入口の前のところ、こちらは駐車場になっていまして住居は建っていないのですけれども、こちらで1か所、それから東側で騒音も解析をしております。

騒音解析につきましては、お手元資料の16ページの方に書いてございますが、1.2mと4.2mという、住居の1階、2階に相当する高さで騒音の解析を行っており、いずれも環境基準を満たす結果となっております。夜間最大値につきましては、営業時間が21時までと夜間の営業はしない計画でございますが、一部換気扇とキュービクルが24時間稼働ということで、設備の前面で最大値を解析し、規制基準を下回るという結果となっております。

騒音にかかわる配慮事項ですけれども、まず荷さばきにつきましては、できるだけ住宅から離れた位置に設置をしております。十分なスペースを確保することで、作業時間の短縮を図っております。また、搬入につきましては、夜間の搬入はないということで計画をしております。

駐車場等につきましては、段差等がない構造にしまして、衝撃騒音等については発生しないようにしますし、来客者に対しましては、アイドリングストップや、無用なクラクションや空ぶかし等を行わないような周知、呼びかけをしていきたいと考えております。

廃棄物保管施設につきましては、建物の西側になりますけれども、32.6 m³を確保しております。これにつきましては、いずれも指針の計算式により求められる容量を上回るものになっております。

それから本日、立面図の方を配付させていただきました。これが店舗の外観になってございます。建物につきましては、白、ベージュ、茶色系といった落ち着いた色彩をベースとした外観になっております。それから園芸館の方につきましては、植物等をイメージするようグリーン等の、周辺の田園環境とも調和したような色合いになっているかと思えます。

この店舗につきましては、平成29年12月7日に景観条例についての届出を行っておりまして、適合通知書を受領しております。それから広告塔につきましては、平成30年4月6日に屋外広告条例の届出をしております、これも間もなく許可予定となっております。広告塔以外につきましては、これから屋外広告条例の届出をすることになっておりますけれども、こちらも担当課との協議を踏まえた上で、基準に適合したものにしていきたいと考えてございます。

以上、簡単ですけども、今回の店舗計画ということで御説明をさせていただきました。

○会長：どうもありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆さんに御質問等いただければと思います。

コメリパワー米原店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員：BGMを使用される御予定と書いてありますけれども、これは、どの場所で、どういった時間帯に予定されているのでしょうか。

○設置者：屋外BGMですね。

屋外BGMにつきましては、建物の前面になります。ちょうど風除室の両側になるのですが、お手元の図面ですと、この辺ぐらいと、この辺ぐらいにスピーカーを設置しましてBGM等を流させていただきます。基本は営業時間内となりますけれども、夜遅くにつきましては停止する等の対応も考えられます。

○設置者：営業時間内であっても、近隣の皆様から、ちょっと音が大きいよというような指摘があった場合には、当然ボリュームを絞ってなるべく御迷惑がかからないように配慮したいと思います。

○委員：ぜひ配慮をお願いします。

○設置者：はい。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：交通関係で2点ほどお伺いします。

1つは今回、店舗の立地としては道路に囲まれていて、出入口も多数とれたということとはよかったですけども、例えば、できるだけ左折入出庫をするようにという話は、地元警察署の協議の中では出なかったのでしょうか、ということです。

もう1つは、先ほど事務局からの御説明もあったのですが、例えば届出資料の図2を拝見しますと、跨線橋を下りてきて点滅信号があるところで左折という誘導経路にはせずに、その1つ先の交差点から左折でという計画をとっておられます。その点はどうやって実際に機能させるかということが気になっています。どうしても店舗が見えると、その点滅信号のところで曲がられる方も出てくるのではと思うので、安全上の配慮として、どういう対応を今後お考えか、もし何かあればお聞かせください。

○設置者：まず、乗り入れの左折入出庫についてですが、今回、出入口を設けます北側と、東・西側、3面が市道に面しているところ、いずれも現在、交通量の少ない道路となっています。米原警察署と協議をしてきたのですが、右折入出庫をしても特に問題ないのではないかとということで、今回、右折禁止とか、そういった指導はございませんでした。

来退店につきましては、西側から県道世継宇賀野線を通ってこられる方に対して、今おっしゃったように、点滅信号から曲がることはできるだけ避けてほしいとお伺いしております。できるだけ一度、①の飯交差点まで行って、そこから交差点②を通って、店舗の正面側に回るように誘導してほしいということでした。

この誘導につきましては、販促チラシ等による経路の記載や、交差点②のところに設置する案内看板といったものを通して周知をしていきたいと考えてございます。

○委員：西側からの来店用の看板とか、何かお考えの部分があるのでしょうか。

○設置者：土地の確保がまだできていませんが、野立て看板を跨線橋の西側の方に立てまして、2番目の信号を左折とかいうような案内を検討しております。

○委員：分かりました。ありがとうございます。

○会長：他に、いかがでしょうか。

- 委員：場内照明や広告塔照明の点灯時間が、営業終了（午後9時）となっていますが、これは実際、駐車場の利用時間帯が9時半までとか、荷さばき時間が10時までというのは、ちょっと矛盾するのではないのでしょうか。
- 設置者：基本的には、営業終了後速やかにということ、お客様がいなくなり次第消灯ということを考えてございます。
- 委員：そうすると、10時までという可能性はあるということですか。
- 設置者：営業は9時までです。ホームセンターですので、9時を過ぎて何十分も買い物をされるようなところではございません。営業終了後、5分、10分ぐらいお客様が残っていることはあると思いますけども、そのお客様が出られた後は、速やかに消灯していくことを考えてございます。
- 委員：それで駐車場の利用時間は9時半までということですか。
- 設置者：一応、営業時間前後30分とっていますけれども、お客様がいなくなる段階で閉鎖をするということで、30分まで必ず開けているという訳ではございません。
- 委員：はい。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
- 委員：先ほどの交通の関係ですけれど、図3を見ると、出入口③で点滅信号側にも車の来退店経路を示す矢印がありますが、そういった使い方を想定されているのですか。
- 設置者：図3につきましては、この乗入口は右折が禁止になっていないということで、どちらの方向にも行けるということを示しております。店舗としては、図2の見取図にあるような方向で北側出入口へ誘導していくつもりです。
- 委員：この出入口があると、跨線橋から来る人は、わざわざ信号を2つ通って時間をかけるよりは、点滅信号で左折されるような気がするのですが、この出入口③というのは、そもそも要るのですか。
- 設置者：この店舗は9,000㎡の大きな店ですので、広域から集客します。地元の方はこの道は御存じだと思っておりますけども、遠くから来ますと、チラシに記載した経路ですとか、周知している看板等を見ながら来られることになるとと思いますので、点滅信号から曲がってくる誘導をしないことによって、それなりに正面側に回ってもらえるのではないかと考えてございます。
- 委員：来る人のほとんど9割方は地元の人で、これを知っている人じゃないのですか。

○設置者：9,000㎡の店舗ですので、地元の方だけでは厳しいところもあり、広域から集客というのは考えてございます。

○委員：はい。

○会長：よろしいですか。

私からも交通に関して少し。

今、点滅信号が話題になっていまして、来る方も、ここで曲がると危ないのではないかと思うのですが、帰る方も当てはまるのではないかと思います。現地に私は行ってないので分からないですけど、例えば出入口②なり③なりから出て、この点滅信号の方に向かっていくと、赤が点滅になっているのですね。

○設置者：そうですね。

○会長：そこから出る危険性というか、それを防ぐのも必要かなと思います。誘導経路として、来るお客さんに対してこう誘導しますというのと、お店から出るときに、こう行ってくださいねという、多分両面あると思うのですが、そのあたりはどんなふうにご考えられていますでしょうか。

○設置者：東側出入口③については案内看板で左折の矢印をかけまして、左折で出庫するよう、右に曲がらないように促したいと思います。

○会長：もう1個、交通関係で少し違う観点です。

駅前ですよ。出入口①、②がメインだというお話ですけど、駅を利用する歩行者や自転車がこの道を通ると思うのですが、その人たちとの交錯とかは特段問題ないとお考えでしょうか。

○設置者：その点につきましては、例えば交通量の結果を届出書に記載してございます。今回、坂田駅から交差点②に向かい西進する道路ですが、1時間に四、五十台ぐらいの交通量しかありません。現地を見ましても、時々、車が通るというぐらいで、米原警察署さんとの話の中でも、ほとんど交通量がないからね、右折もいいですよという話になっております。なので一旦停止と安全確認さえしてもらえれば、危険なく乗り入れできるような場所かなと考えております。

○会長：歩行者や自転車というのは、どのぐらいいるのですか。この地域だと、皆さん車で移動するのが普通なのではという気もしますが、時間帯によっては通学の学生さんとかもいると思うのです。そうすると、ここを歩いている人、あるいは自転車で通って

いる人とお店に出入りする車との交錯というのも、あり得るかなと思うのですが、そのあたりどんな感じでしょうか。

○設置者：歩行者も正直なところ、通勤・通学時間帯に交差点全体で二、三十名ぐらいと、決して多くないのです。米原警察署さんとの話の中で、坂田駅は電車の停車が少ないので、この辺に住んでいても米原駅を利用の方が結構多く、坂田駅の利用が比較的少ないということは聞いてございます。

一応、道路の両側は歩道が付いていますので、坂田駅からそのまま来ますと、店舗への乗り入れ口と反対側の歩道を歩かれることが多いのかなと思います。もちろん繁忙時につきましては、誘導員の配置等で歩行者等の安全を図っていきますけれども、現段階で非常に危険な状況が発生するということは、ないのかなと考えております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：もう1点だけ、すみません。

届出資料の図の2ですか、この中に通学路を記載いただいているのですが、通学路と出入口④がかなり近接している状態なので、営業時間と登下校の時間、特に登校時間が重なるように見受けられます。あと、荷さばき施設が、出入口④の近くに設置されています。なので、登下校時間帯における駐車場の運用という観点で、例えば出入口④を閉めるという可能性があるのかどうか。あるいは、荷さばき車両をどう誘導するように御計画になっているか。そのあたりいかがでしょうか。

○設置者：荷さばき搬入車両のドライバーにつきましては、店舗側から正面の出入口④場所が通学路になっているので、出入りする場合には気をつけるようにということは指導させていただきたいと思っております。

一般の車両ですけれども、通学路は乗り入れ口と反対側の歩道になっております。また、この出入口④を利用されるお客様は、南側の県道の跨線橋下をくぐってくる主に地元の方でございまして、この通学路を通る子どもたちも同じ地元の方という形になります。通学路と来退店路は重なっていますが、主に利用する出入口ではないということと、ここに限られる集落の方だけの利用ということで、事故等の危険性が高いとは言い切れないのかなと考えてございます。

○委員：現地を見ていないので申し上げにくいところもあるのですが、店舗と反対側には歩道は整備されている状況ですか。

○設置者：坂田駅の方から反対側に歩道が整備されています。

○委員：はい、分かりました。

○会長：他に、いかがでしょうか。

ないようでしたら、これでコメリパワー米原店の質問を終わりたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

○会長：そうでしたら、ここで5分ぐらい休憩としたいと思います。

今は11時5分なので、11時10分ぐらいから再開ということになります。

〔11時05分 休憩〕



〔11時09分 再開〕

○会長：それでは、再開をしたいと思います。

2件ございますので順番に行きます。

まず、1件目の（仮称）ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店の届出につきまして、御審議をいただきたいと思います。

何か御意見等、ございますでしょうか。

草津市さんから、渋滞に関する意見が少し出ているというところ以外は、特に大きな問題点はなかろうかと思えますけど、よろしいでしょうか。

それでは、案を読み上げますので、御意見をいただければと思います。

まず、「意見はなし」でよろしいですか。

付帯意見として、今言いました草津市さんの意見を踏まえまして、少し渋滞の話を入れたいと思います。読み上げます。

「店舗の入れ替えに伴い、渋滞等の問題が予見される、または生じた場合には、建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等、関係機関と協議し、適切な対策を速やかに講じられたい。」と、もしこういうことが起きたら、対策してくださいというような文言を入れてはと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、「意見はなし」で、今申し上げた話を付帯意見ということでいきたいと思います。

次に、2件目のコメリパワー米原店につきまして、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

こちらについては、交通に関して誘導の話、右折出入りの話とか、駐車台数が指針の式よりも少ない値ですので、そのあたりが着目点かなというふうに思います。あと、通学路の話なり考慮すべきあたりかなと思います。

御意見等、ございますでしょうか。

そしたら、こちらも案を読み上げますので、それに関して御意見いただければと思います。

まず、「意見はなし」でよろしいですか。

付帯意見として、今お話した内容を読み上げます。

まず1つ目が、右折入出庫の話です。「店舗の各出入口については、右折での入出庫を可能としているため、歩行者等への注意喚起看板の設置および路面表示を行うなど、出入口の十分な交通安全対策を講じられたい。」というもの。

2点目が「周辺での交通事故の発生を防止するため、誘導看板の設置、チラシによる周知および交通整理員の適切な配置などにより、北側の出入口①および②を活用した案内となるよう来退店車両誘導の対策を講じられたい。」というようなことを、入れてはと思います。

それから3点目は、指針を下回る場合にいつも付けている文言ですが、「今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数であることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合、または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。」というものです。

あと、通学路の場合にいつも付けているような文言ですが、「店舗の来退店車両および荷さばき車両等により、児童生徒をはじめとした店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないよう、交通安全対策を講じられたい。」という、最後の2個はいつもの文言ですが、そういったものを付けてはと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

そしたら、「意見はなし」で、付帯意見で今の4件を付けることにしたいと思います。
ありがとうございます。

以上で2件、すべての審議を終えましたので、今、審議しました結果を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事に答申いたしますので御了解をお願いいたします。

なお、知事への答申文の案文につきましては、後日改めて、委員の皆様にも御確認いただいた上で、答申することによろしいでしょうか。

それでは審議が終わりましたので、事務局から報告事項等ありましたら、お願いいたします。

3. その他

○事務局：連絡事項としまして、次回の審議会の審議予定案件をご説明させていただきます。概要資料の23ページからの資料4を御覧ください。

次回の審議会の審議予定案件は、変更3件として、いずれも審議案件として挙げております。

まず、豊郷町で営業中のMEGAドン・キホーテ豊郷店でございます。設置者は株式会社ヤマダ電機でございまして、既にある店舗なのですが、バックヤードを閉鎖して売り場を拡大するということで、増床等の届出となっております。

2件目は、湖南省で営業中のイオンタウン湖南でございます。設置者は三菱UFJリース株式会社等で、駐車台数の減少が主な届出項目となっております。

3件目は、野洲市で営業中のアル・プラザ野洲でございます。設置者は三菱UFJリース株式会社等で、駐車場台数の減少が主な届出項目となっております。

次回の審議会の日程に関しては、現在、調整させていただいている途中ですので、改めて連絡させていただきますが、5月末から6月の初めというところで予定を検討させていただいております。

審議案件が多数になりまして、頻繁な開催になってしまって申し訳ないのですが、何とぞよろしくをお願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございます。

何か御質問、ございますでしょうか。

そうしましたら、これで会議を閉会としたいと思います。

4. 閉会

○中小企業支援課：本日は、長時間にわたり御審議を賜りまして、ありがとうございます。
これで、審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

〔11時17分 閉会〕